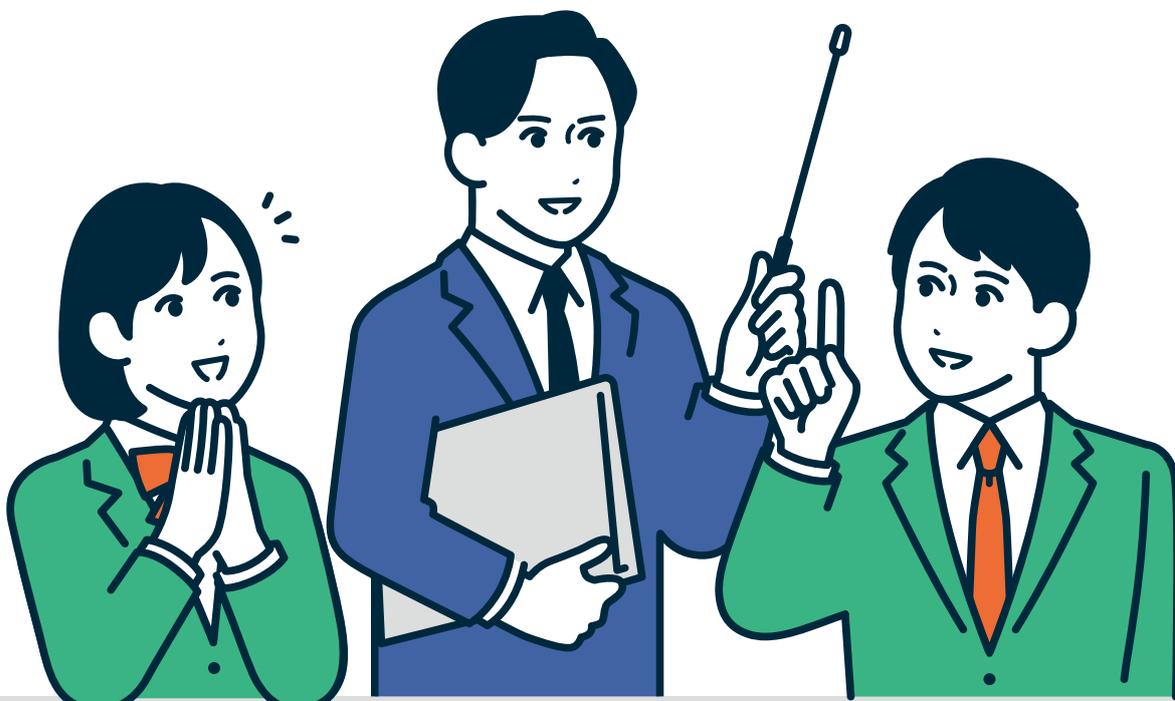


帝国書院『高校生の公共』でつくる 「公共」の授業ガイド



第1部

公共の扉

p.2-5

札幌光星高等学校
中村大輔先生執筆

第2部 第1章

私たちと法

p.6-9

兵庫県立尼崎小田高等学校
福田秀志先生執筆

第2部 第3章

私たちと経済

p.10-13

北星学園女子中学高等学校
菊地誉先生執筆

全6時限分の授業案を掲載！

4 他者と共に生きる倫理

札幌光星高等学校 中村大輔先生



公共性の前提として、多様な人間が存在し、これらが互いに異なりながらも対等な者として存在していることを再確認しながら、現代においては不平等や貧困などの問題が深刻であることに触れ、これらの社会課題とどのように向き合っていくべきか提起する。具体的には、ロールズの唱える「公正としての正義」とはどのようなことかと投げかける。

さらに、「無知のベール」や正義の二原理について説明し、どのような場合に不平等が認められるのかについて気づかせる。加えて、第一原理と第二原理のそれぞれが対立する場合に、どちらを優先すべきかについても考えさせる。みずからの考えを根拠とともにグループ内で共有させる。

最後にロールズの正義論を批判したセンの考え方を紹介し、発展途上国にはどのような支援が適切かについて、「潜在能力(ケイパビリティ)」の視点を踏まえてグループ内で意見交換をさせる。単なる財の分配ではなく、「何ができるようになるか」という視点をもつように促す。まとめの中で、国際社会が重視している「人間の安全保障」という考え方についても触れ、センの思想が影響を与えていることに触れる。

また、時間が許せば、個人の善ではなく公共的な価値をもつ共通善を重視するコミュニタリアニズム(共同体主義)についても触れ、代表的な思想家であるマイケル＝サンデルを紹介する。



「公共」について考えるために、「公共施設」を知っている限り挙げさせ、グループ内で共有させる。国や地方公共団体が提供、運営・管理するような公園や図書館、体育館、公民館、市民会館、役所や役場などがイメージしやすいと想定される。

次に、「では、国や地方公共団体が提供、運営・管理をしていない病院や映画館、カラオケボックス、ホテル・旅館は公共施設ではないのだろうか?」と問いかける。これらも広く「公共」的な空間であることに気づかせ、「公共」的な空間において留意すべきことについてグループ内で共有させることで、「公共」という言葉のイメージを膨らませる。

導入 成功するために環境はどれくらい重要か? **思考実験**

今日の社会で重視されることの多い学歴や職業、所得といった社会的地位は、果たして本人の努力のみによって築かれたものだろうか。例えば、独学で必死に勉強したが成果が出ない漫画家Aと、幼少期からお金をかけて絵画やシナリオの知識や技術を身につけて成功した漫画家Bがいたとした場合、AはBに比べて努力が劣っていたといえるだろうか。

YES 「社会的な成功には環境より努力のほうが強く影響する」という意見について

- よい環境でも本人の努力がなければ成果は得られないため、努力のほうが多く影響する。
- 受験などは得点で合否を決める公正な競争であるため、努力が成功に直結する。
- 家庭環境などは、教育や経験の質に直結するため、環境要因のほうが多く影響する。
- 試験や習い事など、努力するための環境や機会を恵める者に多く与えられる。

読み解き 社会的な成功を収めることにおいて、社会や家庭環境は、どの程度影響すると考えられるだろうか。

4 他者と共に生きる倫理

私たちは、格差を是正しよりよい社会をつくるうえで、どのようなことを意識すればよいのだろうか。

論理的に思考し判断する能力である理性によって、人々を統率してきた伝統的な慣習や制度を見直す啓蒙思想は、フランス革命など社会制度の変革にも影響を与えた(→p.40)。

WORD: 全体主義
一つの政党が大家を動員して政治権力を握り、自国や自民族のみを美化しつつ、国家の利益を最優先にする体制をいう。全体主義では、個人の自由や人権は無視される。

●ホルクハイマーやアドルノに代表されるフランクフルト学派は、特定の利益や目的のために使われる理性を「道具的理性」として強く批判した。

▲裁判を受けるアイヒマン(中央)(1961年)
アーレントは、ユダヤ人を強制収容所に移送し管理したアイヒマンの裁判を傍聴し、ナチスの凶悪な犯罪は命令に従っただけの凡庸な人間によって担われた(悪の陳腐さ)と考えた。

公正な社会とは 今、私たちの生きる社会は、公正だといえるだろうか。「運も実力のうち」ということわざがあるが、自分を取り巻く環境はどこまで公正であるべきだろうか。

人々は公正さを欠いた社会を正しくない状態だと考え、すべての人が平等な関係で結ばれる社会の実現のために格闘してきた。特に17世紀以降、ヨーロッパでは、理性に基づき人を教え導こうという啓蒙運動が展開された。この結果、人は生まれながらに平等であるという普遍的な価値観が生まれた。

平等と公正をめぐる現代の議論 20世紀前半には自民族を優れたものとし、自民族を中心とした社会を形成する動きが世界中で強まった。

ドイツではユダヤ人や障がいのある人などを絶滅させようとした過激な全体主義(ナチズム)が誕生し、みずからとは異なる者を平等の対象とはみなさず、暴力によって彼らの声や存在を消去しようとした。

ナチズムに追われてアメリカに亡命したホルクハイマーやアドルノは、全体主義の原因が、感情や人間性を軽視する行き過ぎた理性にあるとし、啓蒙の欠点を強調した。同じく亡命したアーレントは、命令に従うままナチズムを支えた無責任な官僚であるアイヒマンの裁判を傍聴し、彼は思考が不足していたと批判した。また誰もがナチズムの支持者になりうると警鐘を鳴らし、それを自分と無関係なものとして忘れ去ってしまうことは許されないとしたのである。そしてこの悲劇を繰り返さないために、古代ギリシアにみられた、多様な人々が対話できる公共的な空間が必要だと考えた。

	アーレント (1906~75)	ハーバマス (1929~)	ロールズ (1921~2002)	セン (1933~)
思想家				
主旨	「全体主義の起源」など	「公共性の構造転換」など	「正義論」など	「不平等の再検討」など
思想の特徴	ドイツ出身の哲学者。ナチズムの迫害を受けた経験から、他人任せで社会に無関心でいることが全体主義につながる。全体主義に陥らないために、人々が対等な立場で意見を言い合える空間が必要であり、そこから外れたり孤立したりしないことが重要であると説いた。	ドイツの哲学者でフランクフルト学派に属する。「道具的理性」を批判する一方で、近代を「未完のプロジェクト」として捉え、コミュニケーションに基づく合意(対話的理性)を重視した。そのためには、一定の理性と、支配関係がなく自由に議論ができる空間が必要であると説いた。	アメリカ出身の哲学者。1960年代の公民権運動の経験から、すべての人の自由と権利のために必要な正義の原理(公正としての正義)を示し、社会における格差の是正のために、財の公正な分配を主張した。著書「正義論」は、政治哲学や経済学など、多方面に大きな影響を与えた。	インド出身の経済学者でアジア初のノーベル経済学賞を受賞した。インドでの経験を踏まえて、貧困解消や弱者救済について経済学の視点で分析した。財の分配ではなく、「何ができるようになるか」という潜在能力(ケイパビリティ)を広げることで、実質的平等(→p.58)が保障されるとした。

▲現代の主な思想家

その後、啓蒙や理性の意義を改めて問い直す動きも生まれた。ドイツの哲学者ハーバマスは、ヨーロッパの近代にみられた、新聞というメディアを介したコーヒーハウスでの対話を参考に、他者と理性的に対話を交わし合うこと(対話的理性)ができる公共的な空間を再構築しようとした。

1960年代になると人種差別を不正義と考える動きが生まれた。特にアメリカでは黒人の差別解消を目指した公民権運動が盛り上がり、他者との共生が達成されるよりよい社会づくりに関する議論が広がった。アメリカの政治哲学者ロールズは、各人がそれぞれの境遇や経済力などの立場に縛られているために、格差や不平等などの社会の不正義が生じると考えた。そして、自分の置かれた立場を知ることができないように無知のベールをかぶせられた人々がどのような社会を望むか、という思考実験を行い、社会のしくみには公正性と平等性が求められるとする正義の二原理を提唱した。

他方、インドの経済学者センは、子供と大人、障がいのある人と健康者とは必要とするケアやサポートが違ふと考えた。そして、現実の暮らしのなかで人々が何を必要として何ができるのかという概念(ケイパビリティ)を提起し、それらを満たし高めることで社会全体が幸福になっていくと唱えた。

課題と向き合うために このように、私たちが生きる公共的な空間をよりよくするための考え方は、時代や地域を問わず多くの先人によって議論されてきた。先人たちの物事に対する視点や方法をヒントにしながら今日の社会の課題をとらえ、解決方法を考えていこう。

▼ここまでの学習を踏まえて、章の問いに取り組もう。 → p.60「第1部の振り返り」

●所属する集団に共通する正義などの価値観を尊重し、個人の善ではなく公共的な価値をもつ共通善を重視するコミュニタリアニズム(共同体主義)も注目されている。代表的な思想家にマイケル＝サンデル(1953~)がいる。

無知のベール
自分の置かれた状況がわからない

第一原理
各人は基本的な自由に対して平等である(平等な自由)。

第二原理
全員に均等な機会が与えられた公正な競争のうえで(公正な機会均等)。
最も恵まれない人々の利益になる場合のみ、不平等は認められる(格差の是正)。

▲正義の二原理

確認 よりよい社会の形成に向けロールズとセンは何が重要と考えたか、それぞれ本文から探そう。

説明 発展途上国にはどのような支援が適切か、ケイパビリティの視点を踏まえて説明しよう。

指導のポイント

授業前半では、身近な「公共的な空間」をイメージさせながら、20世紀の全体主義の反省を背景に、これからはみずからとは異なる考えや立場の人と、対等に対話できる空間が必要であることを認識させる。

授業後半では、現代社会が抱える社会課題を解決するために、ロールズやセンの思想を用いて、みずからがその立場であったらという視点から、求められる解決方法を探る。



評価規準例

知識・技能
アーレント、ハーバマス、ロールズ、センの思想を各種資料などから読み取って、理解できる。

思考・判断・表現
発展途上国にはどのような支援が適切かについて、必要な資料を収集し、みずからの意見をわかりやすく表現することができる。

主体的に学習に取り組む態度
公共とは何かについて、みずからの意見を根拠立てて他者に伝えることができる。また、みずからと異なる他者の意見に耳を傾けることができる。

「公共」の見方・考え方 生命に優先順位をつけることは許されるか？

札幌光星高等学校
中村大輔先生



ステップ2-2「個人や社会全体の幸福を重視する視点で考える」に基づき、助かる可能性のあるすべての生命を救うという義務ではなく、結果的に助かる生命を少しでも多くしようとする幸福の最大化を重視する考え方を紹介する。この具体例として、緊急性のある災害現場などにおいて、傷病の程度や緊急性に応じて医療の優先順位をつけ、搬送・治療を行う「トリアージ」について説明する。教科書p.39の5「人工呼吸器が不足した場合のトリアージ原則の考え方に関する意識調査」を見て、気づいたことをグループ内で共有させる。また、トリアージの考え方に関するさまざまな意見①～④が、5の意識調査のA～Eのどの考えに近い発言かを考えさせ、グループ内で共有させる。

導入 15分

ステップ1「この問題をどう考える？」に取り組む。場面設定を読んで理解させ、限られた血清の接種方法を教科書p.38①の①～④から選択させる。その際、接種方法①～④のメリットやデメリットをそれぞれ挙げて、みずから判断する理由を明らかにさせる。みずからの主張と根拠をグループ内で共有させるとともに、他者の意見にも耳を傾けさせ、それぞれの判断基準の根拠を理解させる。

その後、血清の接種方法①を選択したと仮定した場合、Aさん～Eさんの誰に優先的に接種をするかについて、みずからの意見と根拠をグループ内で交換させる。それぞれに優先する根拠を挙げたうえで、改めてどのようにして優先順位を決めるべきかを問う。子どもだから、妊娠しているから、などの理由が考えられるが、その理由だけで優先してよいのかを考えさせる。これらの判断基準として何が必要であるかを気づかせる。

展開1 10分

ステップ2-1「公正などの義務を重視する視点で考える」に基づき、行為の動機に普遍性があるかどうかを判断基準にして、再度接種方法②～④を検討させる。接種方法④は、5人全員を助けようとしていることから一見妥当に思えるが、全員が重症化する可能性もあり、行為の動機の普遍性があるかどうか課題が生じること気づかせる。

公共の見方・考え方 生命倫理について考える
生命に優先順位をつけることは許されるか？

限られた資源を誰に、どのように配分すべき？ 思考実験

血清の接種方法	接種を必要としている患者
① 自分の判断で接種対象者1人を決める。	Aさん 10代男性、小学5年生
② くじ引きで接種対象者1人を決める。	Bさん 20代女性、妊娠6か月
③ 1人分の血清を5人に分けて接種する。血清の効果が全く出ない可能性もある。	Cさん 30代男性、消防士でAの父親
④ 近隣の病院から血清が届くのを待ち、5人分の血清がそろってから全員に接種する。全員が重症化する可能性もある。	Dさん 40代女性、古くからつきあいの友人
	Eさん 50代男性、会社経営者で病院への寄付を申し出ている

あなたは小さな病院の医師である。近くの森林公園でハイキングをしていた複数のグループのうち5名が蛇にかまれ、あなたの病院に運ばれてきた。蛇は毒を持っている可能性が高いが、毒を中和する血清(免疫抗体)は病院に1つしかなく、30分以内に接種しないと症状が急変し重症化するおそれがあるようだ。不足している4名分の血清を分けてもらえるよう、近隣の病院に依頼をしたが到着には30分以上かかるという。医師であるあなたは、どのような対応をとるべきだろうか。

① 新型コロナウイルスのワクチン接種受付の様子 (2021年) 医療体制の維持などのため、医療従事者や妊婦、基礎疾患がある人を優先して接種が行われた。

誰かを選ぶことは、同時に誰かの接種をあきらめることでもあるため、自分の意思で決めることは難しい。くじ引きで平等に決める②の方法がよいと思う。

すぐに死に至る病気ではないようだから、胎児や妊婦への影響を考え、Bさんに接種すべき。重症化のリスクに応じて判断することが重要だと思う。

- ① 血清を接種する人をどのように決めるべきか、①を参考に考えてみよう。
- ② 1つしかない血清を接種する場合、誰に接種するべきか、②を参考に考えてみよう。

ステップ1 この問題をどう考える？
資源が十分に存在し、誰もがその資源にアクセスできる社会は理想かもしれない。しかし現実には資源の稀少性があり、限られた資源をどのように配分するかを判断しなければならぬ場面も多い。ここではまず、蛇にかまれた患者への対応を求められた医師、という設定の思考実験を通して、あなたなりに選択や判断の基準を設け、限られた血清をどのように用いるべきか考えよう。

ステップ2-1 公正などの義務を重視する視点で考える
公正などの義務を重視する考え方では、行為がどのような結果になるにせよ、行為の動機に普遍性があるかどうか判断基準となる。これを踏まえると、医師としての義務に基づき5人全員を救おうとする動機には普遍的な公正さがあるようにも思えるが、全員が重症化する可能性を容認する判断は普遍化できないという見方もあるだろう。

ナビ 生命に優先順位をつけることは許されるか、というテーマについて、公正などの義務や、個人や社会全体の幸福を重視する視点で考えよう。それを通して、実社会の諸課題に対する選択や判断のあり方について、考えを深めよう。

実社会における優先順位 ～トリアージの事例～

すべての生命を救うことが最善であることはもちろんだが、左の思考実験のように、次善を求められることが避けられない場面もある。実社会では、特に緊急性のある災害現場などにおいて、傷病の程度や緊急性に応じて医療の優先順位をつけ、搬送・治療を行うトリアージが行われることがある。トリアージは、助かる生命を救うべきという普遍的な動機による義務論的な判断基準と、生命に優先順位をつけることで助かる生命(幸福)を最大化しようという功利主義的な判断基準が絡み合う行為の一つと考えることができる。



- ① トリアージの考え方に基づいた救済訓練 トリアージは、フランス語のTriage: 選別)由来する。
- トリアージの考え方に関するさまざまな意見
- ① 自身が感染者となるおそれがあることも顧みず、患者に接してきた医師や看護師、薬剤師などは優先的に医療を受けられるよう配慮すべきだ。
 - ② 肺炎など全身状態が重症な人には医療を指しても病状がよくなることも多いため、効果的な治療が可能で、回復の見込みが大きい人が優先されるべきだ。
 - ③ 回復後の人生が長い方が、人生の各年齢におけるさまざまな役割(ライフ・ロール)を経験できる。この観点に基づいて医療の優先度を判断すべきだ。
 - ④ 同じ医療を受けた場合でも、基礎疾患や慢性障害などがある人はほかの症状を併発するリスクもあるので、そうした患者は医療の優先度を下げるべきだ。

- ⑤ 上の①～④の意見は、それぞれ5のA～Eのどの考えに近い発言か考えてみよう。
- ⑥ 「人工呼吸器を必要とする患者の数が、用意できる人工呼吸器の数を上回った」という状況では、医療措置の優先順位づけをどのように判断するべきか、5のA～Eからあなたの考えに近いものを選び、選んだ理由について周りの人と意見交換をしてみよう。

ステップ2-2 個人や社会全体の幸福を重視する視点で考える
思考実験のような状況は実社会でも起こりうる。その例の一つであるトリアージは、助かる可能性のあるすべての生命を救うという義務ではなく、結果的に助かる生命を少しでも多くしようとする幸福の最大化を重視する考え方に基づく。救えない生命が存在するような場合には、幸福のあり方や判断基準が切実性をもって問われることになる。

ステップ3 あなたの考えを深めよう
生命倫理が問われるトリアージのように、実社会では解決すべき課題や実現すべき幸福に優先順位をつけなければならない場面も多い。そんなとき助けとなるのが他者の存在である。自分と異なる価値観をもつ他者との対話を踏まえて、誰の、どのような幸福を優先すべきか考えよう。それを通して、実社会の諸課題に対する選択や判断のあり方について、考えを深めよう。

まとめ 15分

ステップ3「あなたの考えを深めよう」に取り組む。生命倫理が問われるトリアージのような場面において、みずからと異なる価値観をもつ他者との対話を通じて考えを深めることを促す。「人工呼吸器を必要とする患者の数が、用意できる人工呼吸器の数を上回った」状況において、医療措置の優先順位づけをどのように判断すべきか、教科書p.39の5A～Eからみずからの考えに近いものを選び、選んだ理由についてグループ内で共有させる。これらのテーマを既習のカントの義務論とベンサム功利主義とつなげてまとめさせる。トリアージに肯定的な立場は功利主義的な考えで、否定的な考えは「目の前の命を全力で救うべきだ」などの義務論的な考えであると理解させる。

最後に、トリアージに失敗した医師を罪に問えるかを問いたけたい。医師側の立場やトリアージによって命が助けられなかった家族の立場など、さまざまな立場によって意見が異なるであろうが、トリアージが多くの患者を救う目的であることを改めて理解させるとともに、日本国内におけるトリアージの責任に関する法整備が諸外国と比べても不十分であることにも気づかせる。

指導のポイント

授業前半では、義務論に基づいて考えることで、生命に優先順位をつけることの判断基準に難しさがあることを体感してもらい、授業後半では、個人や社会全体の幸福を重視する功利主義的な視点で考えることで、より多くの患者を救うためのトリアージについての理解を深めてもらう。

その際の優先順位は必ずしもみずからが考えていることがすべてではなく、他者との対話を通じて相互に理解していくものであることを実感させる。

指導上の留意点

トリアージの是非ではなく、トリアージを通じて「公正さの判断基準」や「命の選別の是非」を考えてもらうことに留意する。

評価規準例

知識・技能
カントの義務論やベンサムの功利主義とのつながりを理解できる。

思考・判断・表現
限られた資源をどのように配分すべきか、トリアージにおいてどのような優先順位で患者を救うべきかについて、資料に基づき、みずからの考えをもち表現することができる。

主体的に学習に取り組む態度
生命倫理の課題について、みずからの意見を根拠立てて他者に伝えることができる。また、みずからと異なる他者の意見に耳を傾けることができる。

2 刑事裁判とその課題

兵庫県立尼崎小田高等学校 福田秀志先生

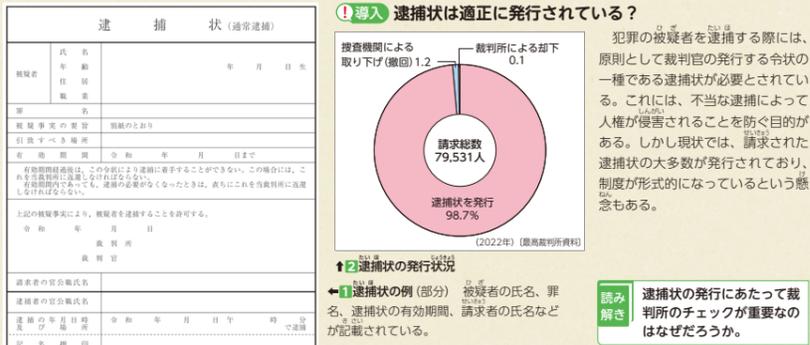


導入 5分

教科書p.50で学習した憲法33条「逮捕の要件」を示し、読み解きの問い「逮捕状の発行にあたって裁判所のチェックが重要なのはなぜだろうか」を確認させる。

次に、導入の問い「逮捕状は適正に発行されている？」に関連して、図2「逮捕状の発行状況」の円グラフから言えることを記入させる。さらにこの現状から被疑者の人権保障の観点からどのようなことが言えるか考えさせる。

その後、本時は刑事手続きの流れや課題、国民の司法参加について学び、「私たちは、日本の司法制度の課題にどう関わっていけばよいのだろうか」という学習課題に迫ることを予告する。



2 刑事裁判とその課題

私たちは、日本の司法制度の課題にどのように関わっていけばよいのだろうか。



刑事裁判の横断法廷 (地方裁判所) ①裁判長、②裁判官、③検察官、④弁護士、⑤被告人、⑥傍聴人

①こうした冤罪を避けるため、日本弁護士連合会(日弁連)は、取り調べ段階で弁護士に無料で1回相談できる当番弁護士制度を全国で実施している。



取調べの可視化(イメージ) 裁判員裁判の対象事件や検察が独自に捜査する事件の取り調べについては、2019年から原則、全過程の録音・録画が義務づけられている。

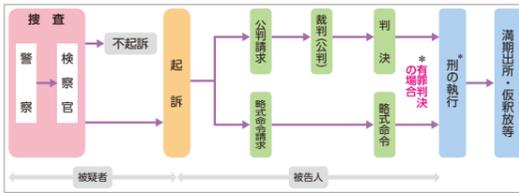
刑事手続の流れ 刑法などの規定する犯罪行為をした人を処罰する手続きを**刑事手続**という。罪を犯したと疑われる人である被疑者を、原則として検察官が起訴し、裁判が始まる。日本では検察官が起訴をほぼ一手に担っている。被疑者は起訴されると被告人になり、犯罪行為をしていない、あるいは犯罪は行ったが検察官が主張するほど罪は重くない、などの反論を行う。このとき、被告人には弁護士がつく。そして、裁判官が両方の言い分を聞いたうえで、中立の立場で判決を言い渡す。

有罪の判決は被告人の人権を大幅に制約することになるため、刑罰を科す際には法律で定められた手続きを経ることを義務づける**適正手続**が特に求められる。まず被告人には、判決が出るまでは善良な市民として扱われるという**推定無罪の原則**が適用される。そして、検察側による犯罪の証明が不十分な部分について裁判所は無罪の判決を下さなければならないという「**疑わしきは被告人の利益に**」の原則も適用される。この間、検察官が被疑者を逮捕して取り調べたり、捜索・押収によって証拠を集めたりするためには、現行犯逮捕の場合を除いて裁判官の発行する**令状**が必要である。

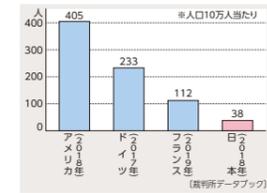
刑事手続の課題 しかし実際には、適正手続が十分行われていないという批判もある。科学的な証拠に基づかない、本人の自白のみを証拠とするような取り調べにより、無実の人に刑罰が科される冤罪が生じることもある。このため、近年は取り調べの様子を録音・録画し、裁判で証拠として提出させる**取調べの可視化**が実施されている。

トピック Column 「十二人の怒れる男」

アメリカの陪審制度を描いたテレビドラマおよびそのリメイク映画に「十二人の怒れる男」(1954、57年)がある。この作品では、父親殺しの罪に問われた少年について、陪審員が評決に達するまでの様子が描かれている。裁判での証拠や証言は被告人の少年に不利であり、当初は多くの陪審員が少年を有罪だと考えていた。しかし、1人の陪審員が少年の無罪を主張したことで物語が展開する。



刑事手続の流れ



主な国の法官人口

国民の司法参加

日本は、他の先進国と比べて、法曹(裁判官・検察官・弁護士)の人数が、人口に対して非常に少ない。そのため、判決までに多くの時間と費用がかかること、裁判が法律の専門家によって行われるため国民感覚から離れていることなどが問題とされてきた。これらの指摘を受けて、司法制度全体を見直す**司法制度改革**が進められた。

2004年には、法曹人口の増加と司法試験の改革のため、**法科大学院**(日本型ロースクール)が開校された。そして、06年には日本司法支援センター(法テラス)が設置された。また、09年からは裁判に市民感覚を反映させるため、国民が司法に参加する**裁判員制度**が始まった。裁判員制度は刑事裁判における殺人など重大な犯罪の1審を対象としており、原則として3名の裁判官と、有権者である国民からくじなどで選ばれた6名の裁判員が、有罪・無罪と量刑の判断を行う。

なお、国民の司法参加については、**検察審査会制度**や、**被害者参加制度**も行われている。私たちの権利を守り、社会の秩序を維持する公正な裁判が行われるようにするためには、国民が司法に参加することが重要である。

これからの法のあり方と私たち

これまで学んできたように、よりよい社会を形成していくためには、法や社会規範に基づいてさまざまな立場の人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を解決していくことが求められる。私たちは、法に関わる主体としてどのようなことができるか、考えてみよう。

ここまでの学習を踏まえて、節の問いに取り組みよう。▶ p.85「第1章の振り返り」

展開2 20分

刑事手続の課題について、本文を確認させる。「科学的根拠に基づかない取り調べ偏重」「自白の強要」「長時間取り調べによる冤罪」などを「袴田事件」を例に考えさせる。

冤罪防止策として「取調べの可視化」が進められ、「プレサンス元社長冤罪事件」では、検察官の威圧的取り調べが可視化によって明らかになったことを紹介する。生徒には取調べの可視化以外の冤罪防止策を考えさせ、グループで意見交換させる。

さらに、「プレサンス元社長事件」「大川原化工機事件」などの冤罪事件と、「袴田事件」の共通点を調べさせる。また、袴田事件において「再審制度」の機能不全が露呈した。これをきっかけに、刑事訴訟法の再審規定の見直しに向けて、法務大臣が法制審議会に諮問すると表明した。また、今国会で議員立法による法改正を目指す超党派の議員連盟の動きもある。再審をめぐる刑事訴訟法の課題についても調べさせたい。

展開3 10分

国民の司法参加について、本文を確認させる。2009年に始まり2025年で17年目を迎える「裁判員制度」の目的と内容を確認し、「裁判員になりたいか」「この制度についてどう考えるか」について、意見をグループで交換させる。

また、「検察審査会制度」「被害者参加制度」も確認し、国民の司法参加が裁判の公正や司法の信頼を支えていることに気づかせる。

まとめ 5分

「確認」「説明」の問いに取り組みませ、解答を確認する。誰もが刑事事件や人権侵害の当事者になる可能性があり、裁判員制度を自身の問題として考えることが重要だと伝える。

裁判員制度開始から2024年末までに、9万6656人が裁判員を経験し、3万2854人が補充裁判員を経験していることを紹介する。

さらに、最高裁や法務省のHPでは、映画「裁判員～選ばれ、そして見てきたもの～」、裁判員制度広報映画「審理」、映画「評議」、アニメーション「ぼくらの裁判員物語」が鑑賞できるため、裁判員に選ばれたときのために、ぜひ生徒に紹介したい。ただし、高裁・最高裁では職業裁判官のみが裁くため、裁判員制度の意義が薄れるという批判があることにも触れておきたい。

指導のポイント

教科書p.76-77「1 司法の役割」では、国民の権利を守り社会の秩序を維持するには公正な裁判が大切であること、さらに、公正な裁判のためには司法権の独立が必要であり、国民の参加が大切であることを学んだ。ここでは、具体的な冤罪事件を取り上げて、刑事裁判の手続きとその課題や、「裁判員制度」「検察審査会制度」「被害者参加制度」などによる国民の司法参加の意義について理解させ、よりよい司法制度を実現していくために、どのようなことができるのかを考察させたい。

指導上の留意点

教科書p.50「身体的自由」の学習を踏まえて指導する。また、時間的に余裕があれば、教科書p.81の「2 模擬裁判をやってみよう」を体験的にやってみることを勧める。

評価規準例

知識・技能

刑事裁判の手続きと課題、国民の司法参加の意義を理解し、そのことが公正な司法の実現のために重要な役割を果たしていることを理解できる。

思考・判断・表現

「適正手続の保障」などの原則が存在する理由や、取調べの可視化以外に、冤罪事件をなくすためにどうすればいいかを考え、意見を言うことができる。

主体的に学習に取り組む態度

国民の司法参加の意義を理解し、司法に関心をもつことができる。また、司法制度に参加することに興味・関心をもつことができる。

ワークシートはこちらをご覧ください



実社会の諸課題 死刑制度は続けるべきか？

兵庫県立尼崎小田高等学校
福田秀志先生



導入 5分

日本の死刑制度の現状について、下記の資料を提示しながら確認する。

- ▶ 法務省によると、1945年から2023年の間に718人が死刑を執行され、2024年12月現在、収監中の死刑囚は106人いる。
- ▶ 朝日新聞(2024.12.6)は、「日本の死刑制度が国際法違反の疑いがある」として、国連特別報告者が日本政府に執行方法の見直しを求めたと報道した。
- ▶ 「日本の死刑制度について考える懇話会」は12回の会議を経て「死刑を現状のまま存続させるべきではない」と報告し、完全に全面的に死刑廃止に否定的な人も含め全員が、公での議論の必要性を指摘した。

本時は、このような現状を踏まえて、現代における最高刑としての死刑の是非について考えることを予告する。

展開1 10分

ステップ1「この問題をどう考える？」を読ませ、p.82の資料やグラフ、地図を読み解かせる。ワークシートに日本や諸外国の死刑制度の現状を整理させる。

「アムネスティ・インターナショナル」の資料も参照し、死刑を廃止した国は1960年の8か国から2015年には100か国以上に増加し、国際社会は基本的人権・法の支配を重視し、死刑廃止へと向かっていることを確認する。そして、死刑存続には国民的議論と国際社会への説明が求められるのではないかと問題提起する。

実社会の諸課題

主題③ 国民の司法参加について考える

死刑制度は続けるべきか？

QRコード
ワークシート

ナビ 死刑制度の現状やさまざまな意見を確認し、死刑制度を続けるべきかどうかについて、法の支配や個人の尊重などの視点を踏まえながら、存続・廃止それぞれの立場から考えよう。それを通して、国民の司法参加について、考えを深めよう。

活用する視点

- 法の支配
- 個人の尊重

死刑制度の現状

死刑を合憲とする最高裁判決(1948年)のポイント

- 憲法13条は個人の尊重と生命に対する国民の権利を保障しているが、「公共の福祉に反しない限り」という制約がある。
- 死刑そのものは憲法36条にある、いわゆる「残虐な刑罰」には当たらず、刑法の死刑の規定は憲法違反ではない。

※刑罰が残虐かどうかの判断は時代とともに変わるといふ補充意見もあり。

死刑が許されるとされる基準(永山基準、1983年最高裁判決)

犯行の①罪質、②動機、③態様 特に殺害の手段方法の執拗性・残虐性、④結果の重大性 特に被害された被害者の数、⑤遺族の被害感情、⑥社会的影響、⑦犯人の年齢、⑧前科、⑨犯行後の情状等を総合的に考察したとき、その罪が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される。

死刑判決数と死刑執行数の推移

死刑制度の存続について

日本における刑罰としての死刑は、5世紀前半ごろから行われているといわれます。

死刑制度に対するさまざまな意見

A. 意見

国家が人の命を奪うことは、生命に対する権利への重大な侵害であり許されない。

世界には、死刑の代わりに仮釈放のない終身刑を導入している国もある。

B. 意見

死刑を執行した後、裁判が間違っていたとわかって取り返しがつかない。

死刑を廃止しても、それにより凶悪な犯罪が増えるとは思えない。

死刑に向き合う時 裁判長[控訴を勧める]、異例の説諭に涙 裁判員初死刑判決

くじで偶然に選ばれた裁判員になった市民が、悩み抜いて出した結論は「死刑」だった。横浜地裁で16日、裁判員裁判で初めての死刑判決が出た。「加担したくないが、日本には死刑がある。量刑の公平さを考えないといけない」と裁判員の一人は語った。(中略)「重大な結論となった。裁判所としては、控訴を勧みたい」。朝山芳史裁判長は異例の説諭で締めくくった。(中略)

今回、記者会見に参加した裁判員は、わずか1人だけ。負担の大きさが影響したことをうかがわせる。「何回も涙を流した」「毎日大変で、気が重くて」。そんな苦しさも率直に打ち明けた裁判員は、それでもこう振り返った。「こんな素人でも、一般国民の考えを持った一人ずつが出てくる意味はあると思う。不謹慎な言い方かもしれないが、いい経験になった」

(2010年11月17日 朝日新聞)

裁判員裁判で死刑判決を受けた人数の推移

ステップ1 この問題をどう考える？

日本では、死刑は最も重い刑罰として刑法9条で定められている。死刑は日本国憲法36条の「残虐な刑罰」に当たるから違憲ではないかとの議論もあるが、死刑制度はやむをえないと考えている人が多い。一方、世界では、死刑を廃止している国が多い。死刑制度は続けるべきか考えてみよう。

ステップ2-1 死刑制度存続の立場から考える

死刑について、最高裁判所は日本国憲法36条の「残虐な刑罰」には当たらず、合憲だとしている。そして死刑には「永山基準」ともよばれる基準が適用されており、適正手続に基づいて法の支配が実現されているという意見もある。また、罪に見合う重い刑罰を科すことが社会の秩序維持や犯罪の抑止につながるという意見や、被害者や遺族の気持ちを考慮すべきという意見もある。

ステップ2-2 死刑制度廃止の立場から考える

死刑は人の生命を奪う最も重い刑罰であることから、憲法が定める「残虐な刑罰」であり、個人の尊重の原則に反するという意見は根強くある。そして、三審制が行われていても死刑執行後に無実が判明する冤罪への懸念は残る。また、世界的には死刑の代わりに仮釈放のない終身刑を導入している国もあることから、日本でも死刑以外の厳罰の導入を求める意見もある。

ステップ3 あなたの考えを深めよう

あなたも裁判員に選ばれる可能性があり、あなた自身が死刑判決を検討することがあるかもしれない。死刑制度のあり方は、国民が司法に参加し、よりよい司法制度を実現していくうえで大きな課題となっている。法の支配、個人の尊重といった視点を踏まえながら、死刑制度について考えることを通して、国民の司法参加について、考えを深めよう。

指導のポイント

裁判員に選ばれ、死刑判決を検討する可能性はある。死刑判決に立ち会うことは、一人の人生・運命を決めていくことになり、多くの苦悩を伴いながら、覚悟を決めなければならぬ。しかし、多くの国民は死刑囚の日々の日常、死刑のプロセス、執行の実態などを知らない。よって、国に対して、情報公開を求めていくことが大切であることや、その情報をもとに死刑制度の是非を多面的・多角的に考えていくことが国民の司法参加につながっていくことを理解させたい。

指導上の留意点

死刑制度について考える際、情報公開が少ないため、感情論や価値観が前面に出る場合も多い。死刑制度について、事実を知り、考え続けていくことが必要である。

評価規準例

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
死刑制度の現状、世界の潮流、死刑制度への賛否について理解できる。	死刑制度の是非について、多面的・多角的な資料をもとに考え、表現できる。	死刑制度の是非について、みずから多くの資料にあたり、探し出して、意見交換を行うことができる。また、死刑制度と裁判員制度との関連性を考え続け、よりよい制度にしていこうという意欲がある。

ワークシートはこちらからご覧ください

1 労働者の権利

北星学園女子中学高等学校 菊地 誉先生



導入 5分

教科書の導入の問い「もしもアルバイトでトラブルにあったら?」について考えさせる。働く・就職することは「雇用・労働契約を結ぶ」行為であること、さらに「契約を結ぶ」ことは労働者と使用者が対等な関係であることや、これがアルバイトであっても同様であることに気づかせる。その際、生徒個人の意見を書かせ、その後グループになり意見交換をさせて、意見の多様性にも気づかせる。

働き方を確認したうえで、理想の労働環境を実現させるためには、労働者に与えられた権利として最低限のようなことを認識しておくべきか、また、権利が侵害された際の救済策についても認識を深めていくことを予告する。

展開1 20分

労働者の働き方の実態についてつかむ。
[3つの働き方]

1. 1つの会社にしばられず、自身の技能を生かせる「派遣社員」
2. 1年ごとの契約で働き、業績次第ではさらに高い賃金で契約する「契約社員」
3. 賃金は経験年数により徐々に上がり、長期間会社に関わる「正規社員」

それぞれのメリット・デメリットを挙げさせ、どの働き方を好むかを発言させる。さらに、求人情報や企業ホームページの人材募集欄等を用意し、そこから「派遣」や「契約」の形態での雇用が多いことに気づかせる。長らく続いた不況によって、各企業は人件費を抑えた経営形態になっていることを認識させ、労働環境に問題はないか考えさせる。



第4節 労働者の権利と雇用・労働問題

私たちが、働きやすい労働環境の実現に向けて、どのような取り組みができるのだろうか。

導入 もしもアルバイトでトラブルにあったら?

Q1 アルバイト先のお店で有給休暇(取得しても賃金が減額されない休暇)をとろうとしたら、「アルバイトに有給休暇はない」と言われた。これは合法、それとも違法?

Q2 アルバイト先のお店で、うっかりお皿を割ってしまったら、「あなたのミスだから」と店長に給料を減額された。これは合法、それとも違法?

読み解き Q1, Q2は合法だろうか、違法だろうか。

1 労働者の権利

私たちが、働くうえでどのような権利が保障されているのだろうか。

市場経済における労働

近い将来、私たちの多くは労働者となり、企業のなかで製品の開発や商品の販売をするなど、さまざまな仕事に就く。その仕事の成果が足し合わさって経済全体の生産となる一方、労働の対価である給与収入は商品購入(消費)のもととなっている。

労働者は企業に労働力を提供し、その対価として給与を得ることに合意して、労働契約を結んでいる。つまり労働者一人ひとりと企業との関係は、労働というサービスを売手(労働者)と買い手(企業)の関係である。しかし、労働者と企業が合意して自由な労働契約を結んだとしても、労働者の技能は個別の企業内でしか通用しない場合や、企業側の知識が労働者側を上回る場合も多く、両者の関係はなかなか対等にはならない。企業が労働者の弱いつらいつけ込んで権利や賃金を侵害する場合もある。労働者が健全に働くことで経済は成り立っているため、労働者のさまざまな権利は保障される必要がある。例えば双方が合意しても、最低賃金未満で労働者を働かせることはできないなど、労働契約における契約自由の原則は制限されている。

労働者の権利

日本では、憲法によって勤労の権利が保障されており、また、労働組合をつくる権利(団結権)、労働者が使用者と団体で交渉する権利(団体交渉権)、労働者が団結して仕事を停止して労働条件の改善などの要求を通そうとストライキなどを起こす権利(団体行動権、争議権)が保障されている。そして、団結権、団体交渉権、団体行動権の三つを合わせて労働基本権(労働三権)という。

日本国憲法	労働者の権利に関する法律
1項 勤労権	職業安定法、雇用保険法 男女雇用機会均等法 障害者雇用促進法 高齢者雇用安定法
27条 労働条件に関する基準	労働基準法、最低賃金法 労働者災害補償保険法 労働安全衛生法 育児・介護休業法、労働契約法
3項 児童の保護	児童福祉法 児童労働禁止法
28条 労働三権 - 団結権 - 団体交渉権 - 団体行動権	労働組合法 労働関係調整法

※赤字は労働三法

174 中学校との関連 労働基本権 労働組合 男女雇用機会均等法 育児・介護休業法

トピック Column 男性にも育児休業を

今日の日本では共働き世帯が増加しており、男女が共に子育てをしながら働ける体制づくりが必要となっている。育児・介護休業法では、労働者は原則として子供が1歳になるまでの間、育児休業を取得することができる。男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、「職場に迷惑をかけたくない」「職場の雰囲気に言い出せない」などの理由から依然として低い状況が続いている。そこで、育児休業を分割して取得できるようにするなど、育児休業の取得がしやすいように法改正が進められている。



これらの権利を具体的に保障するために、労働時間など労働条件の最低基準を定めた労働基準法、労働三権を具体的に保障した労働組合法、ストライキなどの労働争議の予防や解決を図る労働関係調整法が制定されている。これら労働に関わる三つの法律は、労働三法とよばれる。

労働条件の改善や賃上げの要求を目的に、使用者と団体で交渉するための組織が労働組合である。労働組合法では、使用者による労働組合の活動への干渉や組合員に対する不当な扱いは、不当労働行為として禁止されている。労働組合の存在は、労働者の権利保護や生活の向上に大きく貢献してきた。日本では、欧米のように企業を超えて職種別に組織されるのではなく、企業単位で組織された企業別労働組合が中心である。1960年代以降、全国の労働組合が一斉に行う春の賃金交渉(春闘)が恒例化した。この春闘方式は、一時は低調であったものの、近年は再び重視されてきている。

女性と労働

85年には、雇用機会における男女差別の撤廃を定めた男女雇用機会均等法が制定された。99年には改正法が施行され、それまで努力義務であった募集・採用・配置・昇進における差別は禁止となり、違反企業の企業名を公表する制度も設けられた。

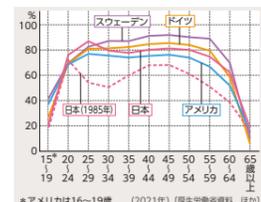
日本では、出産や育児のため仕事を中断せざるをえない女性も多く、一度会社を退職してしまうと、その後再就職を希望しても、給与の低い非正規雇用となることが多い。そこで、99年に育児・介護休業法が全面施行された。現在では、ハラスメント(いやがらせ)も企業が防止することになっている。

項目	内容
労働条件	労働条件の決定では、労働者と使用者は対等(2条)
賃金	男女同一賃金の原則(4条) 労働者に全額を直接支払う(24条) 労働時間は週40時間、1日8時間以内(32条) 労働時間は週40時間、1日8時間以内(32条) 6か月以上勤務の労働者に有給休暇を付与(39条)
労働時間・休日	
年少者	15歳未満の使用禁止(56条) 18歳未満の深夜労働禁止(61条)
育児	産後1年間は1日2回各30分以上の育児時間を請求できる(67条)

13 労働基準法の主な内容



15 音韻の交差状況を記したボード(2023年)



17 女性の年齢別労働力率

確認 労働者の権利が保障されるのはなぜか、本文から探そう。

説明 「最低賃金を上げるべき」という意見に対して賛成か反対か、あなたの意見を説明しよう。

第2部 3章 4節

175

展開2 13分

導入時で触れた「いざ動いてからトラブルにあったら?」「働く前の条件と実際に働いてからの状況が違っていたら?」について、どのように対応するのか、あるいは労働者個人で対応できるのか、救済措置やセーフティネットは用意されているのかを問う。教科書p.52-53やp.229以降の法令集「日本国憲法第27~28条」より、労働者としての権利である労働三権が保障されていることを確認する。

さらに労働三法等によって、憲法や法律における権利がより具体的に保障されていることを認識させる。ただし、労働者個人で諸権利を行使するには限界があることや、労働者が使用者と対等に交渉する際に、労働者は労働組合に属している方がより交渉しやすいことに気づかせる。

まとめ 12分

『ライブ! 公共2025』(帝国書院)p.233「6労働組合組織率の変化」より、日本の労働組合の現状を調べさせる。年々、組合員数が減少、組織率が低下していること、さらに欧米の先進国も組織率が低下していることに注目させる。

「労働問題は無くなったのか?」「労働組合は労働者のために役立っていないのか?」と問い、近年のストライキや解雇撤回などの取り組み事例を挙げ、各グループで意見をまとめワークシートに記入させる。

労働者としての権利が侵害された場合、使用者に対して対等に交渉に臨むための組織が「労働組合」であることを確認する。さらに各グループの考えを発表し、クラス全体で共有する。

6 労働組合組織率の変化

万人 日本労働組合員数と労働組合組織率の変化 % 海外労働組合組織率 (2012年)

11.3 26.0 19.2

1950 55 60 65 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15年

労働統計調査 平成26年度、ほか

解説 労働組合組織率は低下傾向 1970年代以降、労働組合の組織率が低下し続けている。その原因として、日本社会が豊かになったという社会的背景の変化や、パートや派遣労働者の急増で、多様な労働者の要求を組織化できていないことが挙げられる。世界各国でも低下傾向にある。

▲『ライブ! 公共2025』p.233

指導のポイント

働いた経験が無い生徒が大半のはずなので、働き方の実態や労働時のトラブルなどを簡潔にまとめ、ドラマや映画のワンシーン等を活用しながら、視覚に訴える形でイメージ作りを行うなど工夫が必要と考える。近年の経営合理化に伴う、営業所等の縮小・閉鎖・閉店により、ストライキ等の労働争議が頻発していることや、企業経営の根幹を揺るがす事態に陥ったとき、労働組合員数が増加した事例があるなど、できるだけホットな話題を取り入れた授業作りが大切であると考える。



評価規準例

知識・技能

近年の労働環境の変化に伴って、多種多様な働き方があること、さらには労働環境を維持するうえで、労働三権等に基づく労働者としての権利、労働組合の働きが重要な役割を担っていることを理解している。

思考・判断・表現

労働環境の現状への理解を踏まえ、労働組合が担う取り組みについて、多面的・多角的に考察し、表現している。

主体的に学習に取り組む態度

労働環境の現状への理解を踏まえ、労働組合が担う取り組みについて、近年の組合員数・組織率等のデータを手がかりに、主体的に追究している。

実社会の諸課題

労働者の権利と義務はどうあるべきか？

北星学園女子中学高等学校
菊地 誉先生



展開2 18分

ステップ2-2に関連して、労働者と使用者それぞれの権利を確認し具体化する。各グループで教科書の資料をもとに企業内の実態を分析し、発表させる。

[それぞれの権利]

労働者: 団結権、団体交渉権、団体行動権など
→ 「労働者同士が団結し、使用者と対等に交渉できる権利」

使用者: 業務命令権、人事権、職場秩序定立権など
→ 「業務遂行や雇用に関する権限を持つ権利」

[企業内の実態] (教科書p.180の資料を活用)
※以下は生徒の発言例

労働者側の実態: 「労働条件やいじめ・いやがらせに関する労働紛争が多い。職場環境の秩序が乱れている?」「約30年間賃金が上昇していない。賃金UPを要求していないのか?」「労働組合の機能が不十分?」(13より)

使用者側: 「労働条件や解雇・雇止め等に納得していない労働者との間でトラブルが頻発している」(1より)

導入 4分

教科書p.181「労働法制に関する日本の取り組み状況」をもとに、ILO(国際労働機関)が国際労働基準を定めていることを確認し、日本の労働基準が国際基準を踏まえていることを認識させる。一方、日本は先進国でありながら、未批准の条約が多いことにも触れる。

本時では、企業内における労働者と使用者の義務や権利を学び、その実態を資料から分析する。さらに、「理想の企業像」を考えることで、よりよい労働環境のあり方について学びを深めることを予告する。

展開1 18分

ステップ2-1に関連して、労働者と使用者それぞれの義務を確認し具体化する。各グループで教科書の資料をもとに企業内の実態を分析し、発表させる。

[それぞれの義務]

労働者: 誠実労働義務(職務専念義務)、職場秩序遵守義務など
→ 「まじめに働き、協調しながら業務を遂行する義務」

使用者: 安全配慮義務、職場環境配慮義務など
→ 「労働者が安心・安全に働ける環境を提供する義務」

[企業内の実態] (教科書p.180の資料を活用)
※以下は生徒の発言例

労働者側: 「OECD平均と比較して、日本には賃金以上に会社のために長時間働くまじめな社員が多い」(4より)

使用者側: 「コロナ禍でテレワークやフレックスタイム制を導入し、働き方改革を推進している」(2より)

実社会の諸課題

主題① 労働のあり方について考える

労働者の権利と義務はどうあるべきか?

ナビ 労働者の権利と義務のあり方について、責任・義務の視点、自由・権利の視点などから考えよう。それを通して、労働者が働きやすい環境をつくるために、どのような取り組みが求められるかについて、考えを深めよう。

活用する視点

- 責任・義務
- 自由・権利

日本の労働条件や職場環境の現状

① 民事上の個別労働紛争の相談件数の推移 労働者と企業の間のトラブル防止や早期解決を図るために個別労働紛争解決制度があり、都道府県労働局で労働相談を受け付けている。

② 企業が実施している働き方改革の例 日本では、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大以降、テレワークを導入する企業が急激に増えた。

労働法制に関する日本の取り組み状況

団結の自由及び団結権の保護に関する条約(87号)	強制労働の禁止に関する条約(29号)	機会・待遇の均等化	労働者の安全・健康
批准国数 158/187カ国 条約採択年 1948年 日本の批准年 1965年	批准国数 181/187カ国 条約採択年 1930年 日本の批准年 1932年	同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(100号) 批准国数 174/187カ国 条約採択年 1951年 日本の批准年 1967年	職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約(155号) 批准国数 79/187カ国 条約採択年 1981年 日本の批准年 未批准
団結権及び団体交渉権に関する条約(98号) 批准国数 168/187カ国 条約採択年 1949年 日本の批准年 1953年	強制労働の禁止に関する条約(105号) 批准国数 178/187カ国 条約採択年 1957年 日本の批准年 2022年	雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(111号) 批准国数 175/187カ国 条約採択年 1958年 日本の批准年 未批准	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(187号) 批准国数 62/187カ国 条約採択年 2006年 日本の批准年 2007年
		パートタイム労働に関する条約(175号) 批准国数 20/187カ国 条約採択年 1994年 日本の批准年 未批准	仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約(190号) 批准国数 35/187カ国 条約採択年 2019年 日本の批准年 未批准

③ 主要国際労働基準 国際労働基準は国際連合の専門機関の一つであるILO(国際労働機関)が、各国の労働政策の指針として制定している基準である。これまで採択された191の条約のうち日本が批准している数は50(2023年8月時点)で、1加盟国当たりの平均は約44である。

労働者の権利と義務に関するさまざまな意見

A 近年、私の経営する会社の売り上げが減少して、会社存続の危機にある。社員には負担をかけるが、会社の立て直しに協力してもらいたい。

C 私が入社した30年前に比べ、近年は会社も労働環境の改善に積極的に取り組むようになった。仕事の成果を高めることで会社に報いたい。

B 正社員と同じ仕事を任されているにもかかわらず、パートタイム労働者という理由で賃金が低くなっている。会社は公正に評価してほしい。

D 育児休業を取得したいが、会社の労働契約に書いていない。労働者がストレスを感じることなく休業取得ができる社会になってほしい。

④ A～Dの4人の意見は、それぞれ労働者の「権利」と「義務」のどちらの視点を重視したものか考えてみよう。

ステップ1 この問題をどう考える?

消費者のニーズを満たす商品を生産し、技術革新を促す企業は、社会のなかで重要な役割を果たしている。そして、企業活動を支える労働者も企業と同様、欠かせない存在であり、労働者がいきいきと働けることが、社会全体の幸福につながる。労働者を取り巻く現状と課題について考えてみよう。

ステップ2-1 責任・義務の視点で考える

労働者は給与を受け取る代わりに、労働力を提供する労働契約を結んでおり、企業の経営方針に忠実に従うことは労働者の義務である。企業は少子高齢化や国際競争など厳しい経営環境に直面しており、労働を通じて企業の売りに貢献することは、労働者自身の生計を守ることにもつながるという意見がある。

ステップ2-2 自由・権利の視点で考える

労働者は労働契約に従う義務を負うが、同時に、健全な労働環境や公正な賃金など、健康的な生活を保つために必要な事項を要求する権利は守られるべきである。また、企業による不正行為や環境破壊など、正義に反する行為を容認せず、公正な経営を促すことも、社会全体の幸福につながるという意見もある。

ステップ3 あなたの考えを深めよう

労働者の働き方は着実に改善されているが、解決すべき課題も少なくない。よりよい社会を築くうえで働きやすい環境をつくることは重要であり、その際、労働者の権利と義務のバランスをとっていくことが必要である。労働者の権利と義務はどうあるべきかを考えることを通して、労働のあり方について考えを深めよう。

指導のポイント

授業内容が多いため、導入～展開2(「義務・権利の把握」～「企業内の実態分析」)で1時間、まとめ(「理想の企業像の提言」～まとめ・発表)で1時間とし、余裕をもたせることもできる。また、教科書の資料を活用し、さまざまな話題へ展開可能な分野である。例えば、教科書p.180 ③「主要国の実質賃金の推移」をもとに、「過去30年の税負担の推移」や「購買力平価(ビッグマック価格)の推移」の資料を提示(授業者準備)することで、「財政・租税」や「国際経済」との横断的な学びにつなげられる。



評価規準例

知識・技能
各企業内において、労働者・使用者共に存在する「義務」「権利」について、さまざまな資料から労働環境の実態としての必要な情報を適切に収集し、理解している。

思考・判断・表現
近年の日本の労働環境の実態への理解を踏まえ、その課題や問題点を客観的に考察し、表現している。

主体的に学習に取り組む態度
近年の日本の労働環境の実態への理解を踏まえ、労働者・使用者双方の要望を満たす「理想の企業像」を主体的に追究し、各グループで提言している。



わかりやすい！
ためになる！
「公共的な空間」
のあり方を
考えられる教科書



QRコンテンツ



教科書の各所に配置しているQRコードを読み取ることで、学習内容の理解を深めるさまざまなコンテンツをご利用いただけます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です



ポイント

01 「公共的な空間」のあり方を学び、課題を解決する力を育む教科書

- **よりよい「公共的空間」を築くための「第1部 公共の扉」**
第1部では、「公共的な空間」の概念やそのあり方について理解を深め、そこで生じる諸課題について考えるための視点や方法を身につけられるようになっています。
- **13の主題ごとに社会の課題に迫る「第2部 よりよい社会の形成に参画する私たち」**
第2部では、第1部で身につけた視点や方法を生かして、学習指導要領で示された13の主題ごとに社会の課題を考察します。
- **第1部、第2部の学習を深める「第3部 持続可能な社会づくりの主体となる私たち」**
第3部では、第1部・第2部の学習を生かして、生徒自身が問いを設定し、課題探究学習を行えるようになっています。

02 身近な題材から社会への理解を深める教科書

- **社会への興味・関心をひく身近な導入と、かみ砕いた生徒目線の本文**
実社会と学習内容を結びつける資料を取り上げ、問いかけやたとえを用いた分かりやすい本文で説明しています。
- **身近な題材で学習意欲を高める工夫**
高校生に近い世代が登場する資料を多く掲載したり、高校生にも身近なテーマや問いを設定したりしています。
- **18歳成人に向けて社会で役立つトレーニングができる「18歳へのステップ」**
実践的な知識や技能を身につけられる特設ページを設置しています。
- **学習内容を分かりやすく補完する「なるほど解説」「戦後史にアクセス」**
学習の理解を深められる特設ページを設置しています。

関連教材

01 指導資料

① 指導用教科書

教科書紙面の縮刷版を中心に置き、その周りに本文や図版の解説、発問例などを掲載しています。

② Webサポート

授業スライドや授業プリントなど、授業をサポートするコンテンツを多数収録しています。

③ 使い方・Webサポート等案内冊子

02 高校生の公共ノート

教科書に完全準拠したフルカラーのノートです。

著作関係者

〈著作者〉

渥美利文	東京都立東久留米総合高等学校教諭
内久根直樹	千葉県立東葛飾高等学校教諭
苅部直	東京大学教授
川崎誠司	東京学芸大学教授
君塚正臣	横浜国立大学教授
佐藤豊記	北海道高等学校遠隔授業配信センター次長
唐仁原友紀	東京都立篠崎高等学校主任教諭
中島隆博	東京大学教授
平岡可奈之	東京学芸大学非常勤講師
宮川大介	早稲田大学教授
安井健人	桐蔭学園中等教育学校教諭
脇田成	東京都立大学教授
渡辺祥介	札幌創成高等学校教諭
株式会社帝国書院	

〈編集協力者〉

大石昇平	兵庫県立洲本高等学校教諭
菊地誉	北星学園女子中学高等学校教諭
中村大輔	札幌光星高等学校教諭
福田秀志	兵庫県立尼崎小田高等学校教諭

〈特別支援教育に関する監修・校閲者〉

丹治達義	筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
------	------------------



内容解説資料はこちら



内容解説動画はこちら



令和8(2026)年度以降用

高等学校地歴・公民科教科書のご案内

教科書の内容、
関連教材等、
あらゆる情報を掲載！



高等学校教科書
Web ▲

改訂 地図046-901

新詳高等地図

地理総合・地理探究の
学習に必携！
新しくて詳しい地図帳

AB判 206ページ



地図-703

標準高等地図

見やすく、使いやすい！
大判地図帳

A4判 172ページ



改訂 地総046-901

高等学校 新地理総合

今がわかる！
課題に向き合う！
地理的な力が身につく！
地理総合教科書の決定版

AB判 238ページ



改訂 地総046-902

高校生の地理総合

おもしろい！ためになる！
世界の人々の
くらしが見える教科書

AB判 238ページ

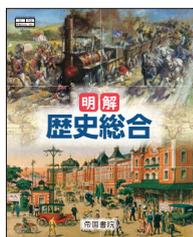


改訂 歴総046-901

明解 歴史総合

わかりやすい！ためになる！
現在につながる
「世界×日本」がわかる教科書

AB判 248ページ



改訂 公共046-901

高校生の公共

わかりやすい！ためになる！
「公共的な空間」のあり方を
考えられる教科書

AB判 248ページ

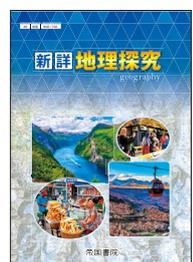


地探-702

新詳地理探究

新しい、詳しい、
理解しやすい！
地理探究教科書の決定版

B5判 346ページ

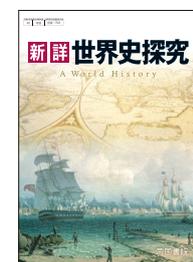


世探-703

新詳 世界史探究

通史と同時代史を
バランスよく記述！
現代世界の成り立ちが
わかりやすい教科書

B5判 366ページ



 帝国書院

〒101-0051
東京都千代田区神田神保町3-29
TEL 03-3262-4795 (代)
URL <https://www.teikokushoin.co.jp/>